①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					I　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																					
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1．就学援助制度の周知方法														2．就学援助の申請方法						
							（1）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)													（1）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）						
							ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．広告塔の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の郵送又は就学案内の郵送とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他→（2）	（2）ケの内容	1-3ア．就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施有無 ア．教職員向け説明会を実施している	イ．教職員向け説明会を実施していない	（4）就学援助制度周知の工夫	ア．学校から希望者に申請書を配布	イ．教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ．学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．その他→（2）	（2）オの内容
44	44	44	44	42	42	0	39	21	8	28	15	25	34	1	6	6	12	32	18	37	13	5	1	9	10
茨城県	水戸市	水戸市教育委員会事務局教育部学校管理課	029-306-8673	school.edu@city.mito.lg.jp	http://www.city.mito.lg.jp/000042/000121/000122/p001344.html		○	○	○		○	○	○					○	案内文書は目につきやすいタイトル、平易な文面を使用している。 申請の窓口となる学校に対して、制度の周知については、保護者と個別に接触する家庭訪問等を利用するほか、特に転入学や新入学児童生徒の保護者に対して、豊富な見え、制度の概要と内容の説明に努めるよう通知している。	○						新入学児童生徒学用品費の入学前支給に係る申請については、就学時健康診断の通知と共に案内文書を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布
茨城県	日立市	学務課	050-5528-5124	gakumu@city.hitachi.lg.jp	https://www.city.hitachi.lg.jp/kyouiku/school/001/p064992.html		○			○	○		○					○		○					
茨城県	土浦市	土浦市教育委員会学務課	029-826-1111	gakuji@city.tsuchiura.lg.jp	http://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page000090.html		○		○			○	○				○		外国語の案内・申請書（記載例）を作成	○					
茨城県	古河市	古河市教育委員会　教育総務課	0280-22-5111	kyouiku.soumu@city.ibaraki-koga.lg.jp	https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/		○				○		○					○						○	市のホームページに申請書を掲載している。新規申請については、窓口および電話で簡潔したうえで、原則窓口での申請となる。継続申請については、次年度案内と申請書を直接保護者へ配布。
茨城県	石岡市	教育総務課	0299-43-1111	kyouikusoumu@city.ishioka.lg.jp	http://www.city.ishioka.lg.jp/page/dir000508.html		○	○		○					○	教職員向け説明会を実施	○		就学援助対象となるケースを非常構成、年間収入に応じうケース例示している。	○					
茨城県	結城市	教育委員会学校教育課	0296-32-9997	school@city.yuki.lg.jp	http://www.city.yuki.lg.jp/page/page001223.html		○					○						○	就学援助についての説明資料、準要保護児童生徒認定申請書について外国語（英語・ポルトガル語）版を作成。	○					
茨城県	龍ケ崎市	教育委員会教育総務課	0297-60-1561	kyouikusoumu@ryugasaki.lg.jp	https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/		○					○	○					○				○			
茨城県	下妻市	下妻市教育委員会学校教育課	0296-44-0740	gakko@city.shimotsuma.lg.jp	http://www.city.shimotsuma.lg.jp/		○					○	○					○		○					
茨城県	常総市	教育委員会学校教育課	0297-44-6346	kyouigakumu@city.joso.lg.jp	http://www.city.joso.lg.jp/iumin/kosodate_kyoiku_sports/kyoiku/oshirase/1421306444263.htm		○	○		○	○	○						○	外国語の申請書等を作成	○				○	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給において、第小１は就学時健康診断時に、教育委員会より保護者へ制度案内及び申請書を配布。新中１は、同時期に学校を通じて制度案内及び申請書を配布。
茨城県	常陸太田市	教育委員会教育総務課	0294-72-3111	gakumu2@city.hitachiota.lg.jp	http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/		○			○			○					○		○	○				
茨城県	高萩市	教育総務課	0293-23-1131	k-soumu@city.takahagi.g.jp	http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/		○	○					○		○	新入学児については、教育委員会から保護者全員に入学前に郵送で通知。		○		○				○	新入学児については、教育委員会から保護者全員に入学前に郵送で通知。
茨城県	北茨城市	北茨城市教育委員会　教育総務課	0293-43-1111		http://www.city.kitaibaraki.lg.jp		○	○			○		○					○		○					
茨城県	笠間市	笠間市教育委員会　学務課	0296-77-1101（内線373）	info@city.kasama.lg.jp	http://www.ed.city.kasama.ibaraki.jp/kyoiku/		○			○		○	○					○		○				○	学用品費、給食費の原納が続いており、その理由が経済的なものである場合、学校の事務職員が保護者に就学援助制度の案内及び申請書の配付をしている。
茨城県	取手市	取手市教育委員会　学務給食課	0297-74-2141 内線2021	gakkou-kyouikuka@city.toride.lg.jp	https://www.city.toride.ibaraki.jp/		○	○	○	○	○	○	○				○		・説明会等で配布する就学援助制度チラシに援助対象となる年間所得金額（目安）を記載している。 ・説明会等に参加できなかった転入者には学校で就学援助制度の案内チラシを配布してもらう。	○					
茨城県	牛久市	牛久市教育委員会学校教育課	029-873-2111	gakkou@city.ushiku.ibaraki.jp	http://www.city.ushiku.lg.jp/page/dir012999.html		○	○		○	○	○	○					○	申請書に制度利用希望の有無(意思確認)の欄を追加。全保護者から回収・確認することで、申請漏れを防ぐとともに、制度の周知を図っている。		○				
茨城県	つくば市	教育局学務課	029-883-1111	edc030@city.tsukuba.lg.jp	http://www.city.tsukuba.lg.jp/		○	○		○		○	○				○		・援助対象となる年間所得の目安額等を記載。 ・外国籍の児童・生徒が多いため、英語の周知文書と申請書を作成している。	○					
茨城県	ひたちなか市	学務課　保健給食室	029-273-0111	hokyu@city.hitachinaka.lg.jp	https://www.city.hitachinaka.ibaraki.jp/soshiki/15/3/6/1006.html		○	○		○	○	○	○				○		全児童生徒へ就学援助制度の書類を配付している	○					
茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市教育委員会総務就学課	0299-82-2911	kyouikusoumu2@city.ibaraki-kashima.lg.jp	http://www.city.kashima.ibaraki.jp/info/detail.php?no=797				○			○	○				○		民生委員・児童委員に対し制度概要や対象となる世帯について説明会を実施している。	○					
茨城県	潮来市	学校教育課	0299-63-1111	ed-school@city.itako.lg.jp						○		○					○			○					
茨城県	守谷市	守谷市教育委員会　学校教育課	0297-45-1111	gakkkou@city.moriya.ibaraki.jp	http://www.city.moriya.ibaraki.jp/kosodate_kyoiku/kyoiku/gakko/shochu/enjo.html		○	○		○	○		○					○		○					
茨城県	常陸大宮市	常陸大宮市教育委員会事務局　学校教育課	0295-52-1111（内線338）	gakyou@city.hitachiomiya.lg.jp	http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/		○	○		○		○	○		○	市役所庁舎内の電子掲示板（エントランスホールに設置）に情報を掲示する。	○			○	○				
茨城県	那珂市	教育部　学校教育課	029-298-1111（内線8278）	gakkou-k@city.naka.lg.jp	http://www.city.naka.lg.jp/		○			○		○	○					○	援助対象となる基準や年間収入の目安額等を記載	○					
茨城県	筑西市	筑西市教育委員会学務課	0296-22-0181	gakumu@city.chikusei.lg.jp	https://www.city.chikusei.lg.jp/page/page002329.html		○	○		○							○			○					
茨城県	坂東市	教育委員会学校教育課	0297-35-2121	gakko@city.bando.ibaraki.jp	http://city.bando.lg.jp/		○	○	○	○		○	○		○	児童扶養手当担当課が受給者へ通知するときに、就学援助のお知らせを同封している。	○		学校でも保護者から相談があったときや支払状況が悪い保護者には制度案内文書を渡している。また、他制度（生活保護や児童扶養手当）の相談があったときにも連携し、就学援助制度をご案内している。	○	○	○	○		
茨城県	稲敷市	教育学務課	029-892-2000	info@city.inashiki.lg.jp	http://www.city.inashiki.lg.jp/index.html		○			○		○	○					○	見やすいデザイン、平易な文面の使用、援助対象になる年間収入の目安額を記載、年間総援助額の記載	○					
茨城県	かすみがうら市	教育委員会　学校教育課	029-897-1111	http://s-kantan.com/city-kasumigaura-ibaraki-u/offer/userLogInDispNon.action?tempSeq=2037&accessFrom=	http://edu.city.kasumigaura.ibaraki.jp/gakkokyoikuka/		○	○		○		○	○					○		○	○	○			
茨城県	桜川市	桜川市教育委員会学校教育課	0296-55-1198	gsoumu_g@city.sakuragawa.lg.jp	http://www.city.sakuragawa.lg.jp		○	○				○	○					○		○					
茨城県	神栖市	神栖市教育委員会　学務課	0299-77-7347	gakko@city.kamisu.ibaraki.jp	http://www.city.kamisu.ibaraki.jp/		○		○	○							○		就学前の説明会や市のホームページ等で周知するほか、児童扶養手当等の相談をされた保護者に対し担当課から案内を依頼している。						○	教育委員会へ直接申込みを行う際に配布
茨城県	行方市	教育委員会学校教育課	0291-35-2111							○	○							○		○					
茨城県	鉾田市	教育委員会　教育総務課	0291-37-4340	gakkou@city.hokota.lg.jp	http://www.city.hokota.lg.jp/								○		○	就学時健診通知の際に案内を同封		○		○					
茨城県	つくばみらい市	教育委員会教育指導課	0297-58-2111	shidou01@city.tsukubamirai.lg.jp	https://www.city.tsukubamirai.lg.jp		○	○	○	○	○	○	○				○		・各費目の援助額や年間総援助額を記載している。 ・転入者には必ず就学援助制度を説明している。	○	○				
茨城県	小美玉市	教育委員会学校教育課	0299-48-1111	gakko@city.omitama.lg.jp	https://www.city.omitama.lg.jp/		○	○		○	○		○	○				○	・目につきやすいタイトルや可愛いイラストの挿入、平易な文面の使用。 ・行政による出前講座にメニューを追加。	○	○				○	市のホームページからダウンロード
茨城県	茨城町	教育委員会学校教育課	029-240-7121	gakkou@town.ibaraki.lg.jp	http://www.town.ibaraki.lg.jp/gyousei/kosodate/gakkou/tetuduki/001485.html		○			○	○		○					○	年に１回、申請時期直前に全家庭へ案内を周知している（所得制限について家族構成別に例を記載。各費目の援助額や年間総援助額を記載。）	○					
茨城県	大洗町	学校教育課	029-267-5111	gakukyo@town.oarai.lg.jp	http://www.town.oarai.lg.jp/		○				○	○	○					○		○	○				
茨城県	城里町	城里町教育委員会	029-288-7010	kyouiku@town.shirosato.lg.jp	https://www.town.shirosato.lg.jp/page/dir000012.html		○		○	○		○	○					○		○	○				
茨城県	東海村	東海村教育委員会学校教育課	029-282-1711（内線1412）	kyouiku@vill.tokai.ibaraki.jp	https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/		○	○		○	○				○	・毎年PTA総会において就学援助制度の書類を配布 ・地区民生委員、児童委員へ制度周知		○		○				○	前年度認定者には教育委員会から申請書を配布。
茨城県	大子町	大子町教育委員会　教育委員会事務局　学校教育担当	0295-79-0170	kyouiku@town.daigo.lg.jp	http://www.town.daigo.ibaraki.jp/		○	○					○					○		○	○				
茨城県	美浦村	学校教育課	029-885-0340	gakkou@vill.miho.lg.jp	http://www.vill.miho.lg.jp		○						○					○		○	○				
茨城県	阿見町	学校教育課	029-888-1111	gakkokyoikuka-ofc@town.ami.lg.jp	https://www.town.ami.lg.jp/		○			○		○	○					○	各小中学校の先生から生活が困難と思われる家庭や給食費等に未納がある家庭については、個別に制度についての周知をしてもらっている。	○					
茨城県	河内町	教育委員会事務局　学校教育グループ	0297-84-3322	kyoui@town.ibaraki-kawachi.lg.jp	http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp					○			○					○				○			
茨城県	八千代町	学校教育課	0296-48-1519	gakkou2@town.ibaraki-yachiyo.lg.jp	http://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/page/dir000420.html		○	○		○		○	○					○		○					
茨城県	五霞町	教育委員会学校教育グループ	0280-84-1462	kyouiku@town.goka.lg.jp	http://www.town.goka.lg.jp		○	○										○		○	○				
茨城県	境町	教育委員会　学校教育課	0280-81-1325	gakumu@town.ibaraki-sakai.lg.jp	http://www.town.sakai.ibaraki.jp/page/page000710.html		○					○	○					○				○			
茨城県	利根町	学校教育課	0297-68-2211	gakkou@town.tone.lg.jp	http://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page000402.html		○			○								○			○			○	昨年度認定者については申請書は配布していない。

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																							Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ、タ、チを選択した場合 生活保護基準額に掛ける係数（倍率）	（３）ツを選択した場合 市区町村民税課税番低限度額に掛ける係数（倍率）	（４）その他内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．母子家庭等日常生活支援事業実施世帯	ク．ＰＴＡ会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付が困難と認められる。震災、火災等により著しく被害を受けた者、または世帯の主たる収入が著しく減少した者	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わる毎に数値が変わる。年度初めに要保護認定されているもの）－（２）係数	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して毎年定めているもの）－（２）係数	チ．特別支援教育就学奨励費の標準額算定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの－（２）係数	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税額が表現度額に一定の係数を掛けたもの－（３）係数および定額	テ．その他－（４）						
44	44	30	32	31	29	30	32	16	6	28	28	11	12	14	19	22	11	3	0	11	36	0	11	6		
茨城県	水戸市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○				○	1.5		当該年度において、次のいずれかに該当し、経済的に困窮していると認められる者（水戸市就学援助実施要綱別表第１中、第１項第９号オ） 　（ア）　震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた者 　（イ）　世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院・病気療養中等により、世帯収入が著しく減少した者 　（ウ）世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した者		10%未満	10%未満
茨城県	日立市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1			（2）の係数は、所得額を基準としたもの。なお、収入額で換算した場合は、約1.4～1.5倍となる。	10%未満	10%未満
茨城県	土浦市																			○			児童扶養手当一部支給所得制限限度額を所得基準とし、住宅状況等その他総合的に判断		15%未満	15%未満
茨城県	古河市	○	○	○	○	○	○			○					○	○					1.2				10%未満	10%未満
茨城県	石岡市																○				1.3				10%未満	10%未満
茨城県	結城市	○	○	○			○	○		○	○		○	○						○			認定を受けようとする児童生徒の属する世帯全員の収入金額が市で定める収入基準額以下の世帯であること。	結城市では左記の認定基準(ア),(イ),(ウ),(エ),(オ),(カ),(キ),(ク),(ケ),(コ),(サ),(シ),(ス)のいづれかに該当し、かつ「認定を受けようとする児童生徒の属する世帯全員の収入金額が市で定める収入基準額以下の世帯であること」を認定基準要件として定めている。	10%未満	10%未満
茨城県	龍ケ崎市	○	○	○	○	○				○	○					○					1.3				15%未満	10%未満
茨城県	下妻市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1			両親が揃っている世帯：1.0倍未満、ひとり親世帯：1.5倍未満となったものを認定。	15%未満	10%未満
茨城県	常総市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5				15%未満	15%未満
茨城県	常陸太田市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5				10%未満	10%未満
茨城県	高萩市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○				1.3				15%未満	15%未満
茨城県	北茨城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										15%未満	15%未満
茨城県	笠間市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3				15%未満	15%未満
茨城県	取手市															○				○	1.3		現在の生活保護の基準額に一定の係数を乗じたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）1.3倍（昭所得283万円）ただし、救済措置として平成25年度生活保護基準の1.3倍で認定している。（昭所得306万円）		15%未満	15%未満
茨城県	牛久市																○				1.15				10%未満	10%未満
茨城県	つくば市															○					1.5				10%未満	10%未満
茨城県	ひたちなか市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.4				10%未満	10%未満
茨城県	鹿嶋市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3			（1）の認定基準に該当しており、かつ生活保護の基準額に一定の係数をかけたもの（1.3倍）を満たしている世帯を認定。	10%未満	10%未満
茨城県	潮来市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○					1.4				5%未満	5%未満
茨城県	守谷市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					1.2				10%未満	10%未満
茨城県	常陸大宮市	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.3			生活保護基準額についてはH25年4月時点の基準額を使用し、係数を掛けている。	15%未満	10%未満
茨城県	那珂市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.5				10%未満	10%未満
茨城県	筑西市	○	○	○	○	○	○	○			○			○		○					1.5				10%未満	10%未満
茨城県	坂東市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3				10%未満	15%未満
茨城県	稲敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3				15%未満	15%未満
茨城県	かすみがうら市																○				1.3				10%未満	10%未満
茨城県	桜川市	○	○	○	○	○	○									○					1.3				10%未満	10%未満
茨城県	神栖市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3				10%未満	10%未満
茨城県	行方市																○				1.4				5%未満	5%未満
茨城県	鉾田市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○			その他教育委員会で必要と認める場合		10%未満	10%未満
茨城県	つくばみらい市	○	○	○		○	○	○		○	○				○	○					1.3				10%未満	10%未満
茨城県	小美玉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				5%未満	5%未満
茨城県	茨城町															○					1.4				10%未満	10%未満
茨城県	大洗町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○	1.3		当該年度において、次のいずれかに該当し、経済的に困窮していると認められる者 (ア)世帯の生計を主として維持する者が死亡、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院・病気療養中等により、世帯収入が著しく減少した者。 (イ)世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した者 (ウ)災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けた者		10%未満	10%未満
茨城県	城里町						○										○				1.3				10%未満	10%未満
茨城県	東海村	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			村独自の所得基準を設定（児童扶養手当の一部支給の所得基準を準用）		10%未満	10%未満
茨城県	大子町		○	○	○	○	○	○		○	○				○					○			世帯状況を鑑みて、認定基準と同等と考えられる者		10%未満	10%未満
茨城県	美浦村	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.3		前年度の就学援助費受給		10%未満	10%未満
茨城県	阿見町															○					1.3				5%未満	5%未満
茨城県	河内町													○		○					1.2			生活保護法に規定する保護基準額に準じた教育委員会が別に定める額に1.2倍をかけたもの。 （教育委員会が定める額とは、生活扶助基準見直し前（平成24年度）の生活保護基準額）	5%未満	5%未満
茨城県	八千代町	○	○	○	○	○	○								○			○			1.3				10%未満	10%未満
茨城県	五霞町						○													○			民生委員が生活困窮と認め、教育委員会が特に援助が必要と認めたもの。		10%未満	10%未満
茨城県	境町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○				○	1.1		・父子または母子家庭の場合（ただし同世帯に収入のある同居人が住居し、生活を共にしているとみなされた場合及び他者からの援助が可能と認められる場合は除く） ・その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる者		5%未満	5%未満
茨城県	利根町		○																						5%未満	5%未満

①都道府県　②市区町村名　Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

		（１）　費目毎の援助額																																					（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
44	44	0	0	0	4	4	4	40	40	0	0	0	0	4	4	4	40	40	0	11	11	0	0	0	0	0	0	1	27	27	0	12	12	12	1	1	0	37
茨城県	水戸市							○	11,520								○	50,600		○	39,620								○	21,670								支給平均額欄は執行登込額による記入が困難なため、平成31（令和元）年度予算単価により記入。 クラブ活動費は4･6学年のみ支給対象としている。
茨城県	日立市							○	11,520								○	40,600		○	0								○	25,000								・「支給平均額」欄については、平成３１（令和元）年度予算に計上した単価を記入。 ・「通学費」は、費目はあるものの、実績なしのため、0円と記入。 ・医療費　要保護12,000、準要保護6,000
茨城県	土浦市							○	11,100								○	19,900											○	10,596								修学旅行費、校外活動費はＨ３１（Ｒ１）年度予算に計上した単価 医療費はＨ３０年度実績の１回あたり平均額
茨城県	古河市							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,670				医療費については、予算計上時の単価。
茨城県	石岡市							○	11,520								○	50,600														○	21,670	18,250				支給平均額は３０年度実績額
茨城県	結城市							○	11,520								○	50,600											○	24,400								
茨城県	龍ケ崎市				○	11,520	10,687							○	50,600	25,425													○	19,731								PTA会費については実費の1/2が上限
茨城県	下妻市							○	11,420								○	40,600											○	23,000								平成31（令和元）年度当初予算計上単価を記入。
茨城県	常総市							○	11,520								○	50,600		○	23,000								○	21,000								平成31年度予算に計上した単価を記入。学用品費,通学用品費,卒業アルバム代等は補正する予定。 学校給食費は公会計下で処理。 体育実技用具費及びクラブ活動費は対象費目となっているが実績がない。
茨城県	常陸太田市							○	11,520								○	50,600		○	25,350								○	23,000								通学用品費　1学年は対象外 修学旅行費、校外活動費（宿泊有無）、医療費　　R1年度予算計上単価
茨城県	高萩市							○	11,420								○	40,600											○	22,000								学校給食費・・・第一学年については42,200円 【補正先込】新入学児童生徒学用品費・・・50,600円へ引き上げ検討　卒業アルバム代等・・・10,890円新設予定
茨城県	北茨城市							○	11,420								○	20,470		○	0								○	23,809								※医療費・通学費は平成30年度実績なし。　校外活動費、修学旅行費の支給平均額は平成30年度実績による。
茨城県	笠間市							○	13,770								○	40,600		○	25,046								○	5,000								学用品費は小学2～6年生の支給額を記載。小学1年生は11,520円。（小2～6：小1＝5：1） 修学旅行費、校外活動費、医療費は平成31年度予算に計上した額。 通学費はH30実績の平均を記載。
茨城県	取手市							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,670				平成30年度実績　給食費23,114,088円（519人）＝44,535円／1人当たり
茨城県	牛久市							○	13,770								○	50,600														○	21,670	21,126				・学用品費(小1)11,520円(小2～6)13,770円。在籍月数割。 ・ＰＴＡ会費定額年間300円×12か月分 ・学校給食費は4,320円×11か月分／１名分の予算額。 ・医療費は実績なし。 ・通学用品費は学用品費に含む
茨城県	つくば市							○	11,420								○	40,600														○	20,000	19,300				通学用品費については、2～6年生のみ。 修学旅行費、校外活動費については、31年度予算に計上した単価を記入。 学校給食費については、１～２年生と３～６年生で支給額が異なるため、３～６年生の額を記入。
茨城県	ひたちなか市							○	11,520								○	50,600																				支給平均額は令和元年度予算に計上した単価を記入
茨城県	鹿嶋市							○	11,520								○	33,536											○	25,420								学校給食費については支払いを免除。
茨城県	潮来市							○	11,100								○	19,900											○	35,000								宿泊学習費・校外活動費については、予算額単価。 医療費については、医療券を交付している。 学校給食費については、学校給食費徴収および納入規則に定める額となる。
茨城県	守谷市							○	11,520								○	50,600											○	21,670								
茨城県	常陸大宮市							○	11,520								○	50,600														○	21,670	5,278				平均支給額はH30年度の実績から算出している。卒業アルバム代は今年度からの対象のため調査時点では支給実績なし。
茨城県	那珂市							○	11,520								○	50,600											○	5,435								平均支給額は平成30年度実績。
茨城県	筑西市							○	11,520								○	30,600														○	21,670	20,788				・クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については「学習支援費」という項目で定額10,940円支給。 ・修学旅行費、校外活動費、医療費の平均支給額は平成30年度実績額を記入。 卒業アルバム代等については年度から支給開始のため、昨年度の購入額を学校に確認し記入。 ・市単費で、全児童についてクランセルの無償給付を行っている。
茨城県	坂東市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
茨城県	稲敷市							○	11,520								○	40,600																				・校外活動費（宿泊を伴わないもの、宿泊を伴うもの）及び医療費は平成31年度予算に計上した単価 ・給食費は地区によって金額が異なる（江戸崎地区：47,245円、その他の地区：40,337円）
茨城県	かすみがうら市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	8								平成３１年度(令和元年度)に計上した単価にて報告。 通学費及び修学旅行費は対象費目だが実績なし。
茨城県	桜川市							○	11,420								○	20,470											○	20,000								
茨城県	神栖市				○	11,520	11,520							○	50,600	50,600													○	23,000								修学旅行費及び医療費は、令和元年度予算単価。
茨城県	行方市							○	11,520								○	40,600		○	11,000								○	20,000								
茨城県	鉾田市							○	11,520								○	50,600											○	7,000								
茨城県	つくばみらい市							○	11,520								○	50,600											○	35,000								支給平均額は、平成３１（令和元）年度予算に計上した単価。
茨城県	小美玉市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	0								通学費と修学旅行費は対象費目であるが実績なし。
茨城県	茨城町							○	11,520								○	50,600														○	6,000	6,000				通学用品費・校外活動費（宿泊を伴うもの）については1年生には支給しない。
茨城県	大洗町							○	11,420								○	19,900																				・実費支給の支給平均額は平成30年度の実績額を記入 ・医療費は実績なし
茨城県	城里町							○	11,420								○	50,600											○	2,000								医療費、学校給食費は一律無償化の為、就学援助にての支給は予定していない。
茨城県	東海村							○	11,520								○	50,600																				・医療費は実績なし。 ・学校給食費は1年生のみ44,800円
茨城県	大子町							○	3,420								○	40,600		○	42,200								○	6,000								支給平均額は平成３１（令和元）年度予算に計上した単価で記載。 学校給食費は全児童生徒無償化しているため実績なし。
茨城県	美浦村							○	11,520								○	50,600											○	16,000								クラブ活動費、医療費については実績なし
茨城県	阿見町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600													○	8,500								体育実技用具費については、対象費目であるが、支給実績なし。 医療費については、マル福制度（町単独事業）で対応できるため、対象費目であるが、支給実績なし。 修学旅行費については、令和元年度予算額を計上。
茨城県	河内町							○	10,708								○	50,600		○	16,400											○	21,670	17,437				校外活動費（宿泊を伴うもの）は、町の補助金を使用するため毎年自己負担額は０円。医療費は実績なし。
茨城県	八千代町				○	11,520	11,520							○	50,600	50,600																○	21,670	21,670				
茨城県	五霞町							○	11,520								○	50,600									○								○	21,670	・通学用品費は、2年生以上の児童を対象に支給している。 ・クラブ活動費は、4年生以上の児童を対象に支給している。
茨城県	境町							○	11,520								○	50,600											○	30,000								平均支給額：３１年度予算計上の単価 医療費：中耳炎、うがに関する医療費のうち３割給付
茨城県	利根町							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,670				医療費は実績なし 平均支給額はH31予算計上単価

①都道府県　②市区町村名　Ⅳ　平成３１（令和元）年度事要保護就学援助額

２．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）　費目毎の援助額

①都道府県	②市区町村名	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（２）　補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
44	44	0	0	0	4	4	4	40	40	0	0	0	0	4	4	4	40	40	0	10	10	0	0	0	0	0	0	1	28	28	0	15	15	15	1	1	0	38
茨城県	水戸市							○	22,510								○	57,400		○	80,070								○	60,300								支給平均額欄は執行見込額による記入が困難なため、平成31（令和元）年度予算単価により記入。
茨城県	日立市							○	22,510								○	47,400		○	32,000								○	65,000								・「支給平均額」欄については、平成３１（令和元）年度予算に計上した単価を記入。
茨城県	土浦市							○	21,700								○	22,900											○	70,970								修学旅行費、校外活動費はＨ３１（Ｒ１）年度予算に計上した単価 医療費はＨ３０年度実績の１回あたり平均額
茨城県	古河市							○	22,510								○	50,600														○	60,300	60,300				医療費については、予算計上時の単価。
茨城県	石岡市							○	22,510								○	57,400														○	60,300	56,704				支給平均額は３０年度実績額
茨城県	結城市							○	22,510								○	57,400											○	72,000								
茨城県	龍ケ崎市				○	22,350	21,825							○	57,400	34,147													○	72,202								PTA会費については実費の1/2が上限
茨城県	下妻市							○	22,320								○	47,400											○	73,000								平成31（令和元）年度当初予算計上単価を記入。
茨城県	常総市							○	22,510								○	57,400											○	70,000								平成31年度予算に計上した単価を記入。学用品費,通学用品費,卒業アルバム代等は補正する予定。 学校給食費は公金収납で処理。 体育実技用具費及びクラブ活動費は対象費目となっているが実績がない。
茨城県	常陸太田市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	76,000								通学用品費　1学年は対象外 修学旅行費、校外活動費（宿泊有無）、医療費　　R1年度予算計上単価 通学費　実績なし
茨城県	高萩市							○	22,320								○	47,400											○	70,000								学校給食費・・・第三学年については48,800円 【検証先】新入学児童生徒学用品費・・・57,400円へ引き上げ検討　卒業アルバム代等・・・8,710円新設予定
茨城県	北茨城市							○	22,320								○	47,400		○	0								○	66,870								※通学費・医療費は平成30年度実績なし。修学旅行費、校外活動費の平均額は平成30年度実績による。
茨城県	笠間市							○	24,760								○	47,400											○	70,000								学用品費は中学2～3年生の支給額を記載。中学1年生は22，510円。（中2～3年：中1＝2：1） 修学旅行費、校外活動費、医療費は平成31年度予算に計上した額。 体育実技用具費は支給実績なし。（支給額7,570円）
茨城県	取手市							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				平成30年度実績　給食費14,124,965円（287人）＝49,215円／1人当たり
茨城県	牛久市							○	24,760								○	57,400														○	60,300	58,688				・学用品費(中1)22,510円(中2～中3)24,760円。在籍月数割。 ・通学用品費は学用品費に含む。 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）については実費の半額。 ・ＰＴＡ会費学校平均370円×12ヵ月分、学校給食費4,690円×11ヶ月分／1名分の予算額。 ・医療費は実績なし。
茨城県	つくば市							○	22,320								○	47,400														○	80,000	72,600				通学用品費については、２,３年生のみ。 修学旅行費、校外活動費については、31年度予算に計上した単価を記入。
茨城県	ひたちなか市							○	22,510								○	57,400											○	73,000								支給平均額は令和元年度予算に計上した単価を記入
茨城県	鹿嶋市							○	22,510								○	57,400											○	70,039								学校給食費については、支払いを免除。
茨城県	潮来市							○	21,700								○	22,900											○	68,000								修学旅行費・校外学習費については予算額単価。 医療費については、医療券を交付している。 学校給食費については、学校給食費徴収および納入規則に定める額となる。
茨城県	守谷市							○	22,510								○	57,400											○	60,300								
茨城県	常陸大宮市							○	22,510								○	57,400														○	60,300	55,105				平均支給額はH30年度の実績から算出している。卒業アルバム代は今年度からの対象のため調査時点では支給実績なし。学校給食費は中学校3学年への援助額は41,600円。
茨城県	那珂市							○	22,510								○	57,400											○	70,867								平均支給額は平成30年度実績。
茨城県	筑西市							○	22,510								○	57,400														○	60,300	57,590				クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については「学習支援費」という項目で定額29,630円支給。 修学旅行費、校外活動費、医療費の平均支給額は平成30年度実績額を記入。 卒業アルバム代等については、今年度から支給開始のため、昨年度の購入額を学校に確認し記入。
茨城県	坂東市							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				
茨城県	稲敷市							○	22,510								○	47,400														○	60,300	60,300				・校外活動費（宿泊を伴わないもの、宿泊を伴うもの）及び医療費は平成31年度予算に計上した単価 ・給食費は地区によって金額が異なる（江戸崎地区：51,051円、その他の地区：42,757円）
茨城県	かすみがうら市							○	22,510								○	57,400		○	0											○	60,300	60,300				平成３１年度(令和元年度)に計上した単価にて報告。 通学費は対象費目だが実績なし。
茨城県	桜川市							○	22,320								○	47,400											○	70,000								
茨城県	神栖市				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400													○	73,000								修学旅行費及び医療費は、令和元年度予算単価。
茨城県	行方市							○	22,510								○	47,400		○	11,000								○	60,000								
茨城県	鉾田市							○	22,510								○	57,400											○	80,000								学校給食費・月4,000円　　3年生については、3月分の給食費が2,670円のため※46,670円。
茨城県	つくばみらい市							○	22,510								○	57,400											○	75,000								支給平均額は、平成３１（令和元）年度予算に計上した単価。
茨城県	小美玉市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	77,000								校外活動費(宿泊を伴うもの)のうちスキー教室については実費を支給。
茨城県	茨城町							○	22,510								○	57,400														○	65,000	65,000				体育実技用品費については、柔道7,570円、剣道52,380円。通学用品費については、1年生は支給しない。校外活動費（宿泊を伴うもの）については、1年生は8,000円を上限額としている。
茨城県	大洗町							○	22,320								○	22,900											○	76,804								・実費支給の支給平均額は平成30年度の実績額を記入 ・医療費は実績なし
茨城県	城里町							○	22,320								○	57,400											○	70,000								学校給食費は一律無償化の為、就学援助にての支給は予定していない。
茨城県	東海村							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				・医療費は実績なし。
茨城県	大子町							○	9,320								○	47,400		○	0								○	76,000								支給平均額は平成３１（令和元）年度予算に計上した単価で記載。 通学費は実績なし。 学校給食費は全児童生徒無償化しているため実績なし。
茨城県	美浦村							○	22,510								○	57,400											○	75,450								クラブ活動費、医療費については実績なし
茨城県	阿見町				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400				○	0								○	68,000								体育実技用具費については、対象費目であるが、支給実績なし。 通学費については、対象費目であるが、支給実績なし。 医療費については、対象費目であるが、マル福制度（町単独事業）で対応できるため、支給実績なし。 修学旅行費については、令和元年度予算額を計上。
茨城県	河内町							○	21,706								○	10,000		○	22,000											○	60,300	60,300				新入学用品は、入学前支給との差額。医療費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）は実績なし。
茨城県	八千代町				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400																○	60,300	60,300				
茨城県	五霞町							○	22,510								○	57,400										○							○	60,300		・通学用品費は、2年生以上の生徒を対象に支給している。
茨城県	境町							○	22,510								○	57,400											○	70,000								平均支給額：31年度予算計上の単価 医療費：中耳炎、う歯に関する医療費のうち３割給付
茨城県	利根町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				医療費は実績なし 平均支給額はH31予算計上単価

①都道府県	②市区町村名	V　その他																							VI　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況										2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況													
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）										（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）													
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）	（2）　クの内容及び補足説明	ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長等）に対して、学用品等の取扱いに関する適切なマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長等）に対して、他校の取組状況や情報提供	コ．その他→（2）	（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足
44	44	5	6	2	4	9	2	26	0	1	1	1	0	0	6	2	0	3	2	5	10	1	3
茨城県	水戸市	○				○												○					設問「Ⅱ　平成31（令和元）年度準要保護認定基準」(1)において「ソ」に○をしたが、係数を超えた場合は、特別の事情により係数を超えないものに準ずる場合は認定する。 保健福祉部生活福祉課において、生活困窮世帯（生活保護受給世帯）の子どもに対する学習支援事業を平成28年度から実施。平成29年度から準要保護世帯にも拡大。 平成30年度は１会場増設し、計２会場で実施。 平成31（令和元）年度は更に１会場増設し、計３会場で実施。
茨城県	日立市				○	○														○	・ランドセルの無償給与 ・スクールカバンの無償給与（R2年度入学の生徒から実施予定）		
茨城県	土浦市							○										○					
茨城県	古河市							○															
茨城県	石岡市							○												○	新入学児童に対する入学祝品としてランドセルを支給		
茨城県	結城市							○															
茨城県	龍ケ崎市							○															
茨城県	下妻市		○	○																			
茨城県	常総市							○															
茨城県	常陸太田市	○																					
茨城県	高萩市							○															
茨城県	北茨城市							○															
茨城県	笠間市				○	○																	現在使用している、生活保護基準は順次見直しをする予定。
茨城県	取手市							○															
茨城県	牛久市				○	○													○				
茨城県	つくば市							○			○												
茨城県	ひたちなか市							○															
茨城県	鹿嶋市							○												○	市内幼小中学校在籍の児童生徒が3人以上いる世帯において、特定要件を満たす場合、3人目以降の給食費を免除とする「第3子以降給食費免除」を行っている。	市が社会福祉協議会に委託し、就学援助受給世帯の中学生を対象に、学習支援事業を平成30年6月から実施している。	鹿嶋市では入学祝品としてランドセルを支給しており、小学校の新入学用品費については、ランドセルの価格等を考慮して単価を決定している。
茨城県	潮来市							○															
茨城県	守谷市	○	○		○	○	○																
茨城県	常陸大宮市					○																	
茨城県	那珂市							○															
茨城県	筑西市							○							○						小学校入学時にランドセル無償給与を行っている。		
茨城県	坂東市							○										○					
茨城県	稲敷市							○															
茨城県	かすみがうら市							○															
茨城県	桜川市					○																	
茨城県	神栖市						○					○			○								
茨城県	行方市					○																	
茨城県	鉾田市							○															
茨城県	つくばみらい市	○													○								
茨城県	小美玉市		○							子供の卒業時に制服等を学校に寄贈していく保護者がいる。DV等の急な転校で制服や体操着が揃わない場合に、ストックがあれば貸し出しをしている学校あり。					○					ランドセルの無償給与を実施。		
茨城県	茨城町		○																				
茨城県	大洗町							○							○								
茨城県	城里町							○								○					通学バスの無償運行、通学ヘルメットの無償貸与を行っている。		
茨城県	東海村					○										○					中学生の自転車通学者に対しヘルメット購入助成を行っている。		
茨城県	大子町							○												○	教材費（準教科書、副読本、資料集、ワーク類、練習ドリル、テスト類など、学校で一括購入するもの）を予算の範囲内で支給。		
茨城県	美浦村		○	○																			
茨城県	阿見町	○																		○	第３子以降学校給食費の免除		
茨城県	河内町							○															
茨城県	八千代町							○															
茨城県	五霞町							○															
茨城県	境町		○																○				
茨城県	利根町							○							○						準要保護基準と同じ低所得世帯を対象に新入学児童ランドセルを支給している。		